

| | |
|------------------|------------|
| 島根原子力発電所保安規定審査資料 | |
| 資料番号 | TS-62 |
| 提出年月日 | 2023年8月24日 |

島根原子力発電所2号炉

所長，原子炉主任技術者への報告等の行為について

2023年 8月
中国電力株式会社

所長，原子炉主任技術者への報告等の行為について

1. 原子炉主任技術者，所長への報告等について

原子炉主任技術者（以下「炉主任」という。）および所長への報告等の保安規定上の行為については，添付のとおり各条に定められており，炉主任，所長を区分して整理すると下表のとおりとなる。

| 区分 | 確認 | 報告 | 連絡 | 承認 |
|-----|----|----|----|----|
| 炉主任 | ○ | ○ | ○ | — |
| 所長 | ○ | ○ | ○ | ○ |

ここで，炉主任および所長への各行為ならびに炉主任および所長の行為内容は，以下のとおりとなる。

(1) 炉主任への各行為内容について

| 項目 | 内容 | 保安規定の記載の例 |
|-----|--|--|
| ①確認 | <u>確認する</u> 炉主任の確認を得ていなければ当該決定ができない手続きとするか，または当該決定を差し戻す権限が炉主任に付与されていることが必要であることから規定されているもの。(安全上重要な制限値の設定，教育・訓練，SA設備の代替措置等) | 第23条（制御棒の操作） 2.（1）課長（燃料技術）は，原子炉の状態が運転および起動で，かつ原子炉の熱出力10%相当以下における制御棒操作に先立ち，制御棒操作手順を作成し，原子炉主任技術者の <u>確認</u> を得て課長（発電）に通知する。 |
| ②報告 | <u>報告する</u> 社長が責務を十分に（不足なく）果たすため，社長が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(保安の監督状況等) | 第9条（原子炉主任技術者の職務等） （6）保安の監督状況について，定期的および必要に応じて社長へ直接 <u>報告</u> する。 |
| | <u>報告を受ける</u> 保安の監督の責務を十分に（不足なく）果たすため，発電所の保安に関する情報を会議体への出席や検査等への立会等を通じて自ら入手するほか，発電所組織は，炉主任が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(教育・訓練の結果，事象発生後の原子炉施設の点検結果等) | 第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）〔2号炉〕 3.（2）オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に <u>報告</u> すること |

| 項目 | 内容 | 保安規定の記載の例 |
|-----|---|---|
| ③連絡 | <u>連絡を受ける</u> 発生した事象等に関する事実関係を的確に伝え、後段の判断、指示に資するための情報を速やかに連絡しておく必要があることから規定されているもの。(事象等の発生等) | 第17条(火災発生時の体制の整備) 〔2号炉〕 4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に <u>連絡</u> する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。 |

(2) 所長への各行為内容について

| 項目 | 内容 | 保安規定の記載の例 |
|-----|---|---|
| ①確認 | <u>確認する</u> 所長の確認を得ていなければ当該決定ができない手続きとするか、または当該決定を差し戻す権限が所長に付与されていることが必要であることから規定されているもの。(教育・訓練) | 第117条(所員への保安教育) (1) 原子力人材育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1, 2, 3の実施方針に基づき作成し、原子炉主任技術者および所長の <u>確認</u> を得て、電源事業本部部長(原子力管理)の承認を得る。 |
| ②報告 | <u>報告する</u> 社長が責務を十分に(不足なく)果たすため、社長が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(トラブル等の報告等) | 第120条(報告) 2. 所長は、前項で定める事項について報告を受けた場合、社長に <u>報告</u> する。 |
| | <u>報告を受ける</u> 所長の責務を十分に(不足なく)果たすため、所長が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(教育・訓練の結果、事象発生後の原子炉施設の点検結果等) | 第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)〔2号炉〕 3. (2)オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に <u>報告</u> すること |

| 項目 | 内容 | 保安規定の記載の例 |
|-----|---|---|
| ③連絡 | <u>連絡する</u> 発生した事象等に関する事実関係を的確に伝え、後段の判断、指示に資するための情報を速やかに連絡しておく必要があることから規定されているもの。(事象等の発生等) | 第112条(通報) 2. 所長は、警戒事態該当事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第110条(通報経路)に定める経路に従って、社内および社外関係機関に <u>連絡</u> または通報する。 |
| | <u>連絡を受ける</u> 同上。 | 第17条(火災発生時の体制の整備) 〔2号炉〕 4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に <u>連絡</u> する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。 |
| ④承認 | <u>承認する</u> 発電所の保安活動の最高責任者である所長の計画等の決定に係る行為として規定されているもの。(安全上重要な制限値の設定、教育・訓練等) | 第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)〔2号炉〕 3.(2)エ. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の <u>承認</u> を得ること |

2. まとめ

炉主任および所長への各行為ならびに炉主任および所長の行為内容について整理を実施した。保安規定の各条文においては、この整理に基づき、適切に規定されている。

以上

保安規定の各条文における炉主任および所長への各行為の確認結果

| | 島根原子力発電所保安規定の条文 | 実施者 | 原子炉主任技術者 | 所長 |
|------------------------|---|-----------|----------|--------|
| (保安に関する職務) | | | | |
| 第5条 | 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 | — | 報告する | 報告する |
| (原子炉主任技術者の職務等) | | | | |
| 第9条 | 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき次の職務を遂行する。 | | | |
| | (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。 | | | |
| | (2) 表9-1に定める事項のうち、第117条および第118条については、電源事業本部部長（原子力管理）の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 | — | 確認する | — |
| | (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 | — | 確認する | — |
| | (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 | — | 確認する | — |
| | (5) 第120条（報告）第1項に基づき報告を受けた場合、自らの責任において、事態を確認し、その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告する。 | — | 報告する | — |
| | (6) 保安の監督状況について、定期的および必要に応じて社長へ直接報告する。 | — | 報告する | — |
| | (7) 保安委員会、保安運営委員会へ出席しなければならない。 | | | |
| | (8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。 | | | |
| | 2. 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。 | | | |
| | 3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 | | | |
| (運転員等の確保) | | | | |
| 第12条 | 5. 課長（発電）は、第17条の7第3項（2）の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。 | 課長（発電） | 確認する | 承認する |
| | 6. 課長（発電）は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 | 課長（発電） | 確認する | 承認する |
| | 8. 課長（技術）は、第17条の7第3項（2）の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。 | 課長（技術） | 確認する | 承認する |
| | 9. 課長（技術）は、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 | 課長（技術） | 確認する | 承認する |
| (火災発生時の体制の整備) | | | | |
| 第17条 | [2号炉] 課長（保守管理）は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、保守部長の確認、所長の承認を得る。（後略） | 課長（保守管理） | — | 承認する |
| | 4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保守部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| | [3号炉] 2. 各課長または当直長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | 3. 各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設 ^{*3} の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| (内部溢水発生時の体制の整備 [2号炉]) | | | | |
| 第17条の2 | 課長（技術）は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。（後略） | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保守部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| (火山影響等発生時の体制の整備 [2号炉]) | | | | |
| 第17条の3 | 課長（技術）は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。（後略） | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 5. 当直長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保守部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| (その他自然災害発生時等の体制の整備) | | | | |
| 第17条の4 | [2号炉] 課長（技術）は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻および積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。（後略） | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保守部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| | [3号炉] 各課長または当直長は、震度5弱以上の地震が観測 ^{*1} された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | 2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保守部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| (有毒ガス発生時の体制の整備 [2号炉]) | | | | |
| 第17条の5 | 課長（技術）は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員および自衛消防隊（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の防護のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。（後略） | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保守部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |

| 島根原子力発電所保安規定の条文 | | 実施者 | 原子炉主任技術者 | 所長 |
|--------------------------|--|---------------------|----------|--------|
| (重大事故等発生時の体制の整備〔2号炉〕) | | | | |
| 第17条の7 | 3. 課長(技術)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。(後略) | 課長(技術) | — | 承認する |
| | (2) 重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項 | | | |
| | エ. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること | 課長(技術) | 確認する | 承認する |
| | オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること | 課長(技術) | 報告を受ける | 報告を受ける |
| (大規模損壊発生時の体制の整備〔2号炉〕) | | | | |
| 第17条の8 | 課長(技術)は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。(後略) | 課長(技術) | — | 承認する |
| | (2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項 | | | |
| | エ. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること | 課長(技術) | 確認する | 承認する |
| | オ. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること | 課長(技術) | 報告を受ける | 報告を受ける |
| (電源機能等喪失時の体制の整備〔3号炉〕) | | | | |
| 第17条の9 | 課長(技術)は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。 | 課長(技術) | — | 承認する |
| | 3. 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行い、所管する部長の確認(総務課長を除く。)を受けて、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、評価の結果について技術部長の確認、所長の承認を得て必要な措置を講じる。 | 課長(技術) | — | 承認する |
| (制御棒の操作) | | | | |
| 第23条 | 2. 制御棒の操作が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 | | | |
| | (1) 課長(燃料技術)は、原子炉の状態が運転および起動で、かつ原子炉の熱出力10%相当以下における制御棒操作に先立ち、制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て課長(発電)に通知する。 | 課長(燃料技術) | 確認する | — |
| (残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその2) | | | | |
| 第35条 | 原子炉の状態が冷温停止において、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード ^{*1} は、表35-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)または(2)の場合は除く。 | | | |
| | 表35-1 運転上の制限 (1) 1系列が運転中であることおよび原子炉で発生する崩壊熱が残留熱除去系原子炉停止時冷却モード以外の手段で除去できると判断するまで ^{*3} 、さらに1系列の残留熱除去系原子炉停止時冷却モードが動作可能であること ※3: 課長(燃料技術)はあらかじめその期間を評価し、原子炉主任技術者の確認を得て、課長(発電)に通知する。 | 課長(燃料技術) | 確認する | — |
| (原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率) | | | | |
| 第37条 | 2. 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。また、停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27℃以内(3号炉は除く)および原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度 ^{*1} と原子炉圧力容器下部温度の差が80℃以内でなければ、原子炉再循環ポンプ(3号炉については、「原子炉冷却材再循環ポンプ」と読みかえる。)を起動してはならない。 | | | |
| | (1) 課長(燃料技術)は、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器の非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得た後、課長(発電)に通知する。 | 課長(燃料技術) | 確認する | 承認する |
| (重大事故等対処設備) | | | | |
| 第65条 | 65-3-3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長(計装)は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 課長(計装) | 確認する | — |
| | 課長(原子炉)は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 課長(原子炉) | 確認する | — |
| | 65-5-2 可搬式窒素供給装置 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長(原子炉)は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 課長(原子炉) | 確認する | — |
| | 65-5-3 原子炉補機代替冷却系 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長(原子炉)または課長(タービン)は、代替措置 ^{*13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 課長(原子炉)または課長(タービン)は、代替措置 ^{*13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長(原子炉)または課長(タービン) | 確認する | — |
| | 65-9-2 燃料プールの除熱 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 当直長および課長(原子炉)は、代替措置 ^{*7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 当直長および課長(原子炉) | 確認する | — |
| | 65-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長(タービン)または課長(保守管理)は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 課長(タービン)または課長(保守管理)は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長(タービン)または課長(保守管理) | 確認する | — |
| | 65-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長(土木)または課長(放射線管理)は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 課長(土木)または課長(放射線管理)は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長(土木)または課長(放射線管理) | 確認する | — |
| | 65-11-2 低圧原子炉代替注水槽への移送設備 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長(原子炉)は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 課長(原子炉)は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長(原子炉) | 確認する | — |

| | 島根原子力発電所保安規定の条文 | 実施者 | 原子炉主任技術者 | 所長 |
|--|--|-----------------|----------|--------|
| 第65条 | 65-11-3 海水移送設備 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（原子炉） | 確認する | — |
| | 65-11-4 構内監視設備 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長（計装）は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（計装） | 確認する | — |
| | 65-12-2 可搬型代替交流電源設備 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長（電気）は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 課長（電気）は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（電気） | 確認する | — |
| | 65-12-6 燃料補給設備 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長（タービン）は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※7} 。 | 課長（タービン） | 確認する | — |
| | 65-13-2 補助パラメータ | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 当直長 | 確認する | — |
| | 65-13-3 可搬型計測器 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長（計装）は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※2} 。 課長（計装）は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（計装） | 確認する | — |
| | 65-14-1 中央制御室の居住性確保 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 課長（放射線管理）は、代替措置 ^{※13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 課長（放射線管理） | 確認する | — |
| | 課長（計装）または課長（電気）は、代替措置 ^{※13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※14} 。 | 課長（計装）または課長（電気） | 確認する | — |
| | 課長（電気）は、代替措置 ^{※13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（電気） | 確認する | — |
| | 65-14-2 原子炉建物ブローアウトパネルおよび閉止装置 | | | |
| | (3) 要求される措置 | | | |
| | 当直長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 当直長 | 確認する | — |
| | 65-15-1 監視測定設備 | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | |
| 課長（放射線管理）は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（放射線管理） | 確認する | — | |
| 65-16-1 緊急時対策所の居住性確保 | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | |
| 課長（放射線管理）は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（放射線管理） | 確認する | — | |
| 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※10} 。 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（原子炉） | 確認する | — | |
| 課長（計装）は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※10} 。 課長（計装）は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（計装） | 確認する | — | |
| 65-16-2 緊急時対策所の代替電源設備 | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | |
| 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※3} 。 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（電気）または課長（タービン） | 確認する | — | |
| 65-17-1 通信連絡設備 | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | |
| 課長（計装）は、代替措置 ^{※7, ※10} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※8} 。 課長（計装）は、代替措置 ^{※7, ※10} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（計装） | 確認する | — | |
| 課長（電気）は、代替措置 ^{※9, ※11} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※8} 。 課長（電気）は、代替措置 ^{※9, ※11} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（電気） | 確認する | — | |
| 65-18-1 ホイールローダ | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | |
| 課長（土木）は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※3} 。 課長（土木）は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（土木） | 確認する | — | |
| 65-19-1 大量送水車 | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | |
| 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 課長（原子炉） | 確認する | — | |
| （複数の制御棒引き抜きを伴う検査） | | | | |
| 第68条 | 2. 複数の制御棒引き抜きを伴う検査を行う場合は、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 課長（燃料技術）は、制御棒操作を行うにあたり、あらかじめ制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て課長（発電）に通知する。 | 課長（燃料技術） | 確認する | — |
| （運転上の制限を満足しない場合） | | | | |
| 第72条 | 4. 各課長または当直長は、運転上の制限を満足していないと判断した場合、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長に連絡する。 | 各課長または当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| | 6. 各課長または当直長は、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、原子炉主任技術者および課長（発電）に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | — |
| | 7. 課長（発電）は、原子炉を運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰にあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。 | 課長（発電） | 確認する | — |

| | 島根原子力発電所保安規定の条文 | 実施者 | 原子炉主任技術者 | 所長 |
|-------------------------|---|-----------|----------|--------|
| (予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) | | | | |
| 第73条 | 2. 各課長または当直長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置 ^{*1} を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 各課長または当直長 | 確認する | — |
| | 3. 各課長または当直長は、表73で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置 ^{*2} を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 各課長または当直長 | 確認する | — |
| | 10. 各課長または当直長は、第2項および第3項に基づく保全作業において、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者および課長（発電）に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | — |
| (異常発生時の基本的な対応) | | | | |
| 第75条 | 当直長は、原子炉施設に次の各号に示す事象が発生した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者および各部長に連絡する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| | 2. 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合またはそのおそれがあると判断した場合には、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡するとともに、それを抑制するために、原子炉棟の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| | 3. 所長、各部長は、第1項または第2項について次に示す必要な措置を講じる。 | | | |
| | (2) 各部長は、異常の原因調査および対応措置を実施するとともに、異常の原因および対応措置について課長（発電）に連絡し、所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 各部長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| (異常時の措置) | | | | |
| 第76条 | 3. 第75条第1項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は、第3節「運転上の制限」は適用されない。 | | | |
| | 4. 当直長は、前項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。 | 当直長 | 確認する | — |
| (異常収束後の措置) | | | | |
| 第77条 | 当直長は、第75条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていることおよび原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 | | | |
| | 2. 当直長は、第75条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認および所長の承認を得る。 | 当直長 | 確認する | 承認する |
| (新燃料の運搬) | | | | |
| 第78条 | 7. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 | 課長（燃料技術） | — | 承認する |
| (燃料の取替実施計画) | | | | |
| 第81条 | 課長（燃料技術）は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。 | 課長（燃料技術） | 確認する | 承認する |
| | 3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ課長（燃料技術）は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超過していない場合は除く。 | 課長（燃料技術） | 確認する | 報告を受ける |
| (使用済燃料の運搬) | | | | |
| 第84条の2 | 9. 課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 | 課長（燃料技術） | — | 承認する |
| (放射性固体廃棄物の管理) | | | | |
| 第86条 | 8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 | | | |
| | (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。 | 課長（放射線管理） | — | 承認する |
| | 9. 課長（放射線管理）は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 | 課長（放射線管理） | — | 承認する |
| (管理区域の設定および解除) | | | | |
| 第91条 | 5. 課長（放射線管理）は、前項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除にあたって、課長（放射線管理）は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、課長（放射線管理）はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 | 課長（放射線管理） | 確認する | 承認する |
| | 7. 課長（放射線管理）は、前項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを課長（放射線管理）が確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 | 課長（放射線管理） | 確認する | 承認する |
| (管理区域への出入管理) | | | | |
| 第94条 | 課長（放射線管理）は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。 | 課長（放射線管理） | — | 承認する |
| (発電所外への運搬) | | | | |
| 第103条 | 各課長は、核燃料物質等（第78条（新燃料の運搬）、第84条の2（使用済燃料の運搬）および第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 | 各課長 | — | 承認する |
| (協力会社の放射線防護) | | | | |
| 第104条 | 課長（放射線管理）は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。 | 課長（放射線管理） | — | 承認する |
| (原子力防災組織) | | | | |
| 第107条 | 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 2. 緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、課長（技術）は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| (原子力防災組織の要員) | | | | |
| 第108条 | 課長（技術）は、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| (緊急作業従事者の選定) | | | | |
| 第108条の2 | 課長（技術）は、次の各号全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業 ^{*1} に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| (原子力防災資機材等の整備) | | | | |
| 第109条 | 課長（技術）は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具および非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| (通報経路) | | | | |
| 第110条 | 課長（技術）は、警戒事態該当事象が発生した場合または特定事象が発生した場合の社内および国、県、市等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| (緊急時訓練) | | | | |
| 第111条 | 課長（技術）は、原子力防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。 | 課長（技術） | — | 報告を受ける |

| | 島根原子力発電所保安規定の条文 | 実施者 | 原子炉主任技術者 | 所長 |
|-----------------|---|---------------|----------|--------|
| (通報) | | | | |
| 第112条 | 当直長等は、警戒事態該当事象が発生した場合または特定事象が発生した場合は、第110条(通報経路)に定める経路に従って、所長に報告する。 | 当直長等 | — | 報告を受ける |
| | 2. 所長は、警戒事態該当事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第110条(通報経路)に定める経路に従って、社内および社外関係機関に連絡または通報する。 | — | — | 連絡する |
| (緊急時体制の発令) | | | | |
| 第113条 | 所長は、警戒事態該当事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部部长(原子力管理)に報告する。 | — | — | 報告する |
| (所員への保安教育) | | | | |
| 第117条 | 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育内容およびその見直し頻度を定めた「力量および教育訓練基本要領」に基づき、次の各号を実施する。 | | | |
| | (1) 原子力人材育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1, 2, 3の実施方針に基づき作成し、原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部部长(原子力管理)の承認を得る。 | 原子力人材育成センター所長 | 確認する | 確認する |
| | (3) 各課長は、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人材育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長および電源事業本部部长(原子力管理)に報告する。 ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 | 原子力人材育成センター所長 | — | 報告を受ける |
| (協力会社従業員への保安教育) | | | | |
| 第118条 | 3. 課長(発電)は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表117-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その内容を原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部部长(原子力管理)の承認を得る。 | 原子力人材育成センター所長 | 確認する | 確認する |
| | 4. 課長(発電)または課長(燃料技術)は、燃料取替に関する業務の補助を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表117-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その内容を原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部部长(原子力管理)の承認を得る。 | 原子力人材育成センター所長 | 確認する | 確認する |
| | 5. 各課長は、火災、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表117-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災発生時の措置に関する事、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事(重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。))の実施計画を定めていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その内容を原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部部长(原子力管理)の承認を得る。 | 原子力人材育成センター所長 | 確認する | 確認する |
| | 6. 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その実施結果を所長および電源事業本部部长(原子力管理)に報告する。 なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各課長が、電源事業本部部长(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 | 原子力人材育成センター所長 | — | 報告を受ける |
| (報告) | | | | |
| 第120条 | 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | 2. 所長は、前項で定める事項について報告を受けた場合、社長に報告する。 | — | — | 報告する |

| | 島根原子力発電所保安規定の条文 | 実施者 | 原子炉主任技術者 | 所長 |
|-------------|---|-----------|----------|--------|
| (添付2) | | | | |
| 1. 火災 | 課長（保修管理）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、保修部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 | 課長（保修管理） | — | 承認する |
| | 1. 5 手順書の整備 （2）課長（保修管理）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 | | | |
| | テ. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各課長または当直長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | ト. 地震発生時における火災発生の有無の確認 各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | 1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| 2. 内部溢水 | 課長（技術）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 2. 4 手順書の整備 （1）課長（第一発電）および課長（保修技術）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 | | | |
| | オ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長または当直長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | 2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| 3. 火山影響等、積雪 | 課長（技術）は、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 3. 4 手順書の整備 課長（技術）は、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 | | | |
| | （9）降灰時の原子炉施設への影響確認 各課長または当直長は、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建物等について、点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | 3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、火山影響等および積雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| 4. 地震 | 課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 4. 4 手順書の整備 （1）課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 | | | |
| | ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | 4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| 5. 津波 | 課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。 また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 5. 4 手順書の整備 （1）課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 | | | |
| | ウ. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課長または当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | 5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| 6. 竜巻 | 課長（技術）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。 また、各課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 6. 4 手順書の整備 課長（技術）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 | | | |
| | （4）竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長または当直長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 各課長または当直長 | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | 6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |

| 島根原子力発電所保安規定の条文 | | 実施者 | 原子炉主任技術者 | 所長 |
|---|---|-------------------|----------|--------|
| 7. 有毒ガス | 課長（技術）は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。 | 当直長 | 連絡を受ける | 連絡を受ける |
| (添付3) | | | | |
| 1. 重大事故等対策 | 1. 重大事故等対策 | | | |
| | (2) 電源事業本部長（原子力管理）は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者の選任・解任および職務等に関する運用手順書」に定める。 | | | |
| | オ. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。 | — | 確認する | — |
| | (3) 課長（技術）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 | 課長（技術） | — | 承認する |
| | 1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 | | | |
| | (1) 体制の整備 | | | |
| | (カ) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、速やかに緊急時体制を発令するとともに電源事業本部長（原子力管理）へ報告する。 | — | — | 報告する |
| | (2) 教育訓練の実施 | | | |
| | ウ. 成立性の確認訓練 | | | |
| | 課長（技術）および課長（第一発電）は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。また、運転員および緊急時対策要員に対し、以下の成立性の確認訓練を手順書に基づき実施する。 | 課長（技術）および課長（第一発電） | 確認する | 承認する |
| | (イ) 成立性の確認結果を踏まえた措置 a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下（イ）において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 | | | |
| | (a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。 | 課長（技術）および課長（第一発電） | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | (b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 課長（技術）および課長（第一発電） | 報告を受ける | 報告を受ける |
| | b. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 | | | |
| (a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。 | 課長（技術）および課長（第一発電） | 報告を受ける | 報告を受ける | |
| (b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 課長（技術）および課長（第一発電） | 報告を受ける | 報告を受ける | |
| (c) (b) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 課長（技術）および課長（第一発電） | 報告を受ける | 報告を受ける | |
| (e) (d) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。 | 課長（技術）および課長（第一発電） | 報告を受ける | 報告を受ける | |
| 2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 | 2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 | | | |
| | 2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 | | | |
| | (2) 対応要員への教育訓練の実施 | | | |
| ウ. 技術的能力の確認訓練 課長（技術）は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 | 課長（技術） | 確認する | 承認する | |